

教育委員会月報



文部科学省

特集

令和4年度文部科学白書

令和4年度文部科学白書が刊行されました

専門職大学について

実践的な職業教育で学位を取得できる

“新しい大学”「専門職大学・専門職短期大学」

を進学の選択肢に

Series 地方発！我が教育委員会の取組

- 岐阜県岐阜市教育委員会
- 山梨県甲斐市教育委員会



2023年9月12日発行 第75巻6号

2023 September



特集

令和4年度文部科学白書

令和4年度文部科学白書が刊行されました…………… 1

専門職大学について

**実践的な職業教育で学位を取得できる
“新しい大学”「専門職大学・専門職短期大学」
を進学の実選択肢に**…………… 5

Series 地方発! 我が教育委員会の取組

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

岐阜県岐阜市教育委員会…………… 7

学習塾と連携した学外適応指導教室の開設

～不登校の子どもたちの多様な居場所づくり～

山梨県甲斐市教育委員会…………… 13

令和4年度文部科学白書が 刊行されました

文部科学省総合教育政策局政策課

文部科学省では、教育、科学技術・学術、スポーツ、文化芸術にわたる文部科学省全体の施策を広く国民に紹介することを目的として、文部科学白書を毎年刊行しています。このたび、令和5年7月に、令和4年度文部科学白書を公表しました。構成は次のとおりです。

第1部 特集

特集1 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について

特集2 未来をけん引する人材の育成～大学・高等専門学校の機能強化と学び直し促進～

第2部 文教・科学技術施策の動向と展開

以下では、令和4年度文部科学白書の概要について紹介します。全文は文部科学省ウェブサイトに掲載されていますので是非御覧ください。



URL: https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab202001/1420041_00015.htm

第1部 特集

特集1

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について

令和4年12月に中央教育審議会に取りまとめられた

「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」について取り上げています。具体的には、本答申において提示された以下の各項目について、各種取組等を紹介しています。

○令和の教師に求められる資質能力

- ・理論と実践の往還を重視した教職課程への転換

○多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- ・教職課程における多様な専門性を有する教師の養成

- ・教員採用選考試験の実施スケジュールの在り方

- ・特別免許状に関する運用の見直し

○教員免許更新制の発展的解消及び教員研修の高度化

○教員養成大学・学部、教職大学院の高度化・機能強化

○教師を支える環境整備

- ・学びの振り返りを支援する仕組みの構築

- ・学校における働き方改革の推進 等

答申メッセージ・解説動画を公開しています

中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」（令和4年12月19日）に込めたメッセージについて、審議に参画いただいた委員に語っていただいています。

文部科学省によるステークホルダーを意識した答申の解説動画も掲載中です。

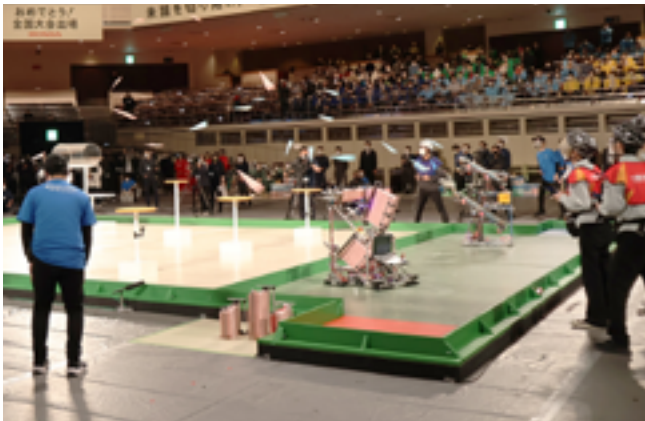
「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（答申）」の趣旨を広げていくための周知動画

特集2

未来をけん引する人材の育成 ～大学・高等専門学校の機能強化と学び直し促進～

内閣総理大臣を議長とする教育未来創造会議において、令和4年5月に取りまとめられた「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」でも提示された、成長分野をけん引する大学・高等専門学校の機能強化や学び直し（リカレント教育）を促進するための以下のような取組について紹介しています。

- 大学・高等専門学校の機能強化に向けた新たな基金について
 - ・ 学部再編等によるデジタル・グリーンを中心とした特定成長分野への転換等支援
 - ・ 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援
- 時代の要請に応える高専教育
 - ・ 5年一貫の我が国のユニークな高等教育機関
 - ・ 世界に飛躍する「KOSEN」
 - ・ 「変化する力」を持った高度な人材の育成
- リカレント教育プログラムの開発支援



「ロボコン2022」の様子（国立高専機構提供）

第2部 文教・科学技術施策の 動向と展開

第2部は文教・科学技術施策全般に関する年次報告です。以下では、その概要を紹介します。

1

新たな時代に対応した 教育政策の推進

中央教育審議会や教育未来創造会議における審議状況について取り上げ、中央教育審議会において取りまとめられた答申や教育未来創造会議で取りまとめられた「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和5年4月）などの最新の動向を含めて紹介しています。

2

東日本大震災からの 復興・創生の進展

東日本大震災から12年が経過した現在も、文部科学省において復興・創生を目指して実施している、文教施設の復旧や就学支援、児童生徒の心のケア、復興を支える人材の育成や大学・研究所等を活用した地域の再生などの取組や、令和5年4月に新設された福島国際研究教育機構などの取組について紹介しています。

3

生涯学習社会の実現

文部科学省では、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進に取り組んでいます。本章では、リカレント教育の充実に向けた最新の動向や、青少年の体験活動の推進、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進などの取組について紹介しています。

4

初等中等教育の充実

社会が急速な変化を遂げている時代において、初等中等教育段階では、全ての子供たちの可能性を引き出す、

個別最適な学びと、協働的な学びを一体的に充実していくことが重要です。本章では、令和5年3月に文部科学大臣の下で取りまとめられた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」、学校における働き方改革の推進、教師の養成・採用・研修の一体的な取組などについて紹介しています。

5 高等教育の充実

様々な社会構造の変化が予測される中、高等教育機関は国民や社会からの期待に応える改革を主体的に実行することが必要であり、加えて、子供たちが経済的事情により進学を断念することのないようにすることが重要です。本章では、大学教育の質保証システムの改善・充実や「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について(審議まとめ)」(令和5年2月)について記載しているほか、高等教育の国際化の推進などの取組について紹介しています。

6 私立学校の振興

私立学校では、多様化する社会のニーズに応じた特色ある教育研究が推進されています。本章では、学校法人制度の改善のための私立学校法の改正や、私立学校に対する助成、学校法人に係る税制改正などの最新の動向を紹介しています。

7 科学技術・学術政策の総合的推進

文部科学省は、科学技術・学術に関する基本的な政策の企画・立案や推進、研究開発に関する具体的な計画の作成や推進などを行っています。本章では、大学ファンドの創設、科学技術外交などの取組について紹介しています。

8 スポーツ立国の実現

スポーツ庁は、スポーツが持つ多様な価値を高めるべく、「第3期スポーツ基本計画」(令和4年3月文部科学省)に基づき様々な施策を展開しています。本章では、スポーツを通じた健康増進や「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等を踏まえた運動部活動改革、国際競技大会のガバナンス確保などの取組について紹介しています。

9 文化芸術立国の実現

文化庁は、総合的な文化行政を推進するとともに、令和5年3月に京都に移転し、業務を開始しました。本章では、同年に閣議決定した「文化芸術推進基本計画(第2期)」や、著作権法の改正、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の制定などについて紹介しています。



文化庁京都庁舎

10 国際交流・協力の充実

令和4年9月にインドネシアで開催されたG20教育大臣会合や、令和5年5月に富山県・石川県で開催さ

れた G7 富山・金沢教育大臣会合をはじめ、諸外国政府・国際機関との連携について記載しているほか、外国人材の受入れ・共生のための施策、日本型教育の海外展開、ユネスコへの参加・協力などの取組を紹介しています。



G7 富山・金沢教育大臣会合での永岡大臣

11

ICT の活用の推進

今や日常のものとなった ICT 活用について、校務 DX の推進や「GIGA スクール構想」を通じた 1 人 1 台環境の活用に向けた取組や、国が開発した CBT システムである MEXCBT の整備・活用等の教育データ利活用の推進に向けた取組、さらに ICT を活用した教材の普及や情報発信などについて紹介しています。

12

安全・安心で質の高い 学校施設の整備

文部科学省では、安全・安心で質の高い学校施設づくりを推進しています。本章では、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備や学校施設の脱炭素化、また、令和 4 年度に文部科学省に新たに構築した、新しい時代の学びの実現に向けた学校施設整備・活用推進プラットフォーム (CO-SHA Platform) について紹介しています。さらに、産学官連携による国立大学等施設の共創拠点化に向けた取組などについても紹介しています。



木材の活用により快適で健やかな環境を生み出し、脱炭素化社会の実現に貢献（高知県 大豊町大豊学園）

13

防災・減災対策の充実

学校施設の防災機能強化や実践的な防災教育の充実などの災害予防、発災後の災害応急対策や防災に関する研究開発の推進など、防災・減災対策のほか、令和 4 年度に発生した災害に対する復旧等の支援などについて紹介しています。

14

文部科学省改革、 行政改革・政策立案機能強化 に向けた取組

国民に信頼される新しい文部科学省の創生に向けた文部科学省改革の取組や、Driving MEXT Project や EBPM の実践を含む政策推進のための取組や評価の実施などについて紹介しています。

実践的な職業教育で学位を取得できる“新しい大学” 「専門職大学・専門職短期大学」を進学の実選択肢に

高等教育局専門教育課専門職大学院室

はじめに

2019年4月、“高度な実践力”と“豊かな創造力”を発揮する人材を育成するため、学位が取得できる“新しい大学”として専門職大学・専門職短期大学が誕生しました。誕生から4年が経過し、専門職大学・専門職短期大学で学修して学位を取得した卒業生が、既に社会で活躍し始めています。

一方、進路指導の現場では「専門職大学という名前しか知らない」「従来の大学との違いが分からない」などのお声をいただいております。

今回は、生徒への進路指導にお役立ていただけるよう、専門職大学・専門職短期大学の特徴について御紹介いたします。

1

専門職大学・専門職短期大学とは

特定の職業のプロフェッショナルになるために必要な知識・理論、そして実践的なスキルの両方を身に付けることができる“新しい大学”です。卒業時には、国際通用性のある学位として「**学士（専門職）**」を取得できます（専門職短期大学の場合は、「短期大学士（専門職）」）。

従来の大学・短期大学との主な違いは表1のとおりです。学術重視の大学・短期大学に対し、専門職大学・専門職短期大学は、職業重視の大学と言えます。

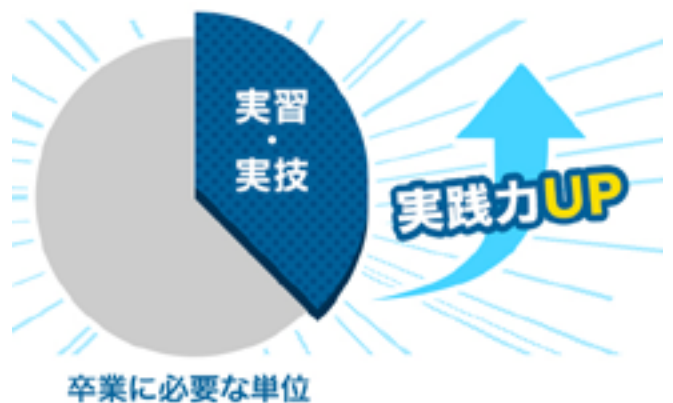
2

専門職大学・専門職短期大学の学びの特徴

産業界と連携し、豊富な実習を通じて就職後に役立つ“高度な実践力”を身に付けることができるカリキュラムとなっています。

授業の3分の1以上は実習・実技

豊富な実習・実技を通じて、高度な**実践力**を身に付ける。



理論と実践をバランスよく学ぶ

理論に精通した研究者と、各業界の現場経験豊富な実務家（概ね4割以上）の両方の教員から授業を受けられる。原則 **40人以下の少人数授業**。



超・長期の企業内実習で現場を体験

学外の企業・診療所等での実習は、通算 600時間以上 (4年制の場合)



他分野も学べ、応用力が身に付く

専門分野での深い学びに加え、関連する他分野の応用的な学びにより、新しいアイデアを生み出せる人材、就職した業界・職業の変化をリードする人材になれる。



産業界の最新のトレンドを反映した授業

地域や産業界の最新のトレンド・活きた知識を授業に反映。

3

専門職大学・専門職短期大学に 向いている生徒とは

充実した実習等の実践的な職業教育が受けられること

から、「やりたい仕事」「なりたい職」がすでに決まっているスペシャリスト志向の生徒に向いています。また、専門高校の卒業生等、高校で学んだ経験を活かして進学したいと考えている生徒にも向いています。

進学先を選択する段階では、進みたい専門分野がやや漠然としている生徒もいるでしょう。この点、専門職大学・専門職短期大学では特定の職種の専門性だけでなく、専門分野以外でのビジネス、イノベーション、地域振興等に関する幅広い知識を修得することも可能です。

おわりに

専門職大学・専門職短期大学の卒業生には、即戦力の専門職として、また、現場の最前線に立つリーダーとして活躍が期待されています。教育関係者の皆様におかれましては、進学先の一つとして、専門職大学・専門職短期大学も生徒に御紹介いただき、生徒の選択肢の拡充に御協力をお願いします。

文部科学省では、専門職大学の認知度向上のため、専門職大学制度の広報を行っております。9月21日(木)には、文部科学省主催の専門職大学イベントを開催(詳細はホームページ等で告知)しますので、ぜひご参加ください。

◆◆専門職大学説明会(9月21日(木)15時~16時40分)◆◆

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/1422877_00007.htm

◆◆文部科学省公式ウェブサイト◆◆

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/index_pc.htm

	専門職大学・専門職短期大学	大学・短期大学
教育	理論と実践を架橋する教育	幅広い教育、学術研究の成果に基づく教育
教員	理論と実践を架橋する教育課程に必要な研究者教員・実務家教員を適切に配置	研究者教員が中心
学位	学士(専門職)・短期大学士(専門職)	学士・短期大学士

表1「専門職大学・専門職短期大学」と従来大学の違い

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

はじめに

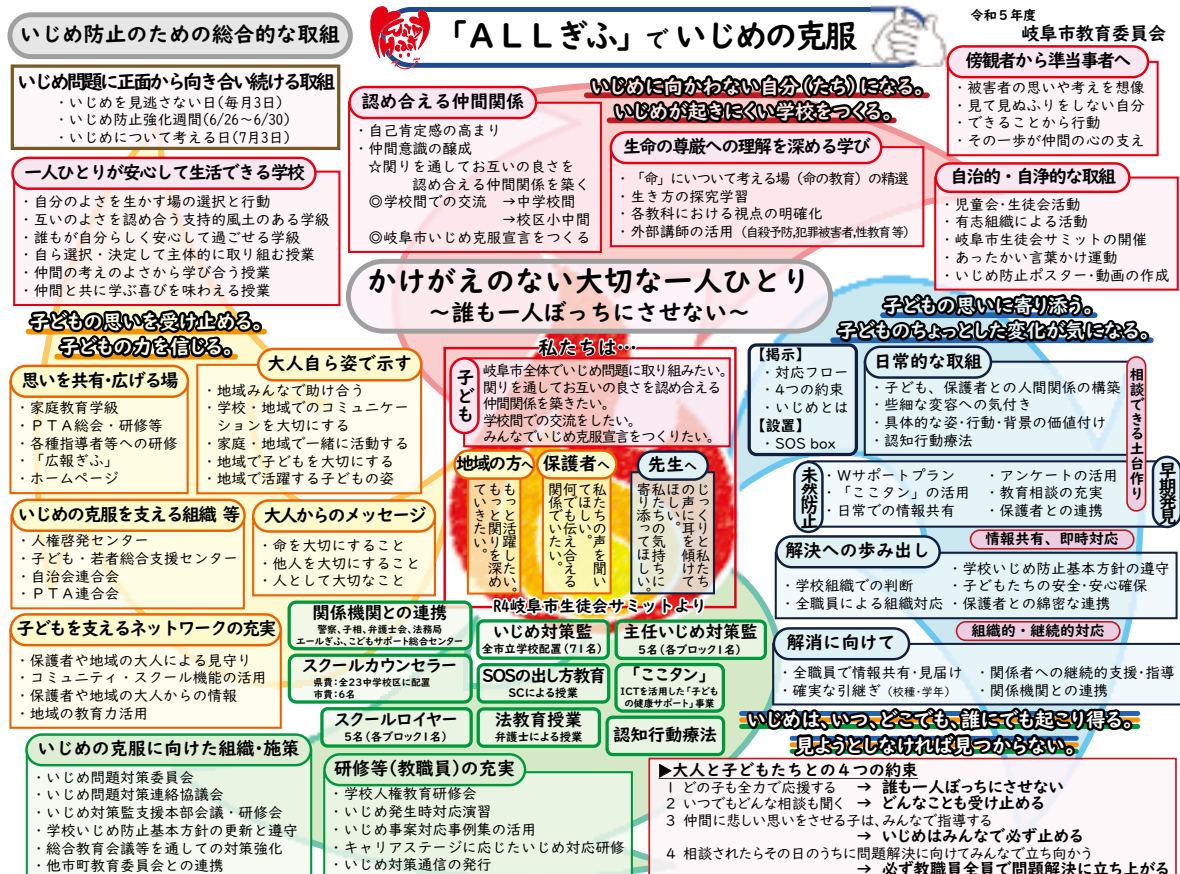
令和元年7月3日、岐阜市立中学校の生徒が、いじめを主たる要因として自死するという痛ましい出来事が起きた。将来への希望に満ちているはずの尊い命が、基本的人権を侵害するいじめにより奪われてしまった。

第三者委員会からの答申を踏まえ、岐阜市では、この生徒の死を決して忘れることなく、常に当事者意識を持ち、いじめ克服に向けて一人ひとりができること、やるべきことを行っていかなければならないという決意を胸に、令和2年度より「いじめ防止のための総合的な取組」を進めてきた。本稿では、これまでのいじめ防止のための主な取組と今後の方向性について述べる。

1. いじめ防止のための総合的な取組(骨子)

いじめ防止のための総合的な取組の2本柱を「1 いじめの未然防止」、「2 いじめの早期発見・早期対応」として、(図表1)のように「児童生徒(赤)、学校(青)、行政(緑)、保護者・地域(黄)」がそれぞれ大切にしていきたい思いや願い、そして、それを実現するための施策や取組等についてまとめ、各学校へ周知をしている。

令和5年度は、令和2年度からの3年間で築いたものを今後も紡いで、「広げること」を合言葉とし、(図表1)の中央にあるいじめ克服に向けた想いのつまった火種が消えることなく岐阜市全体へ広がってほしいという思いを込めて作成した。



図表1 いじめ防止のための総合的な取組 骨子

2. いじめ防止のための総合的な取組(主な取組)

以下に、いじめ防止のための主な施策や取組を中心に述べる。

(1) いじめ対策監支援本部会議の設置

本市では、いじめ防止のための総合的な取組を推進するために、教育委員会と関係部局(子ども未来部、市民協働推進部)による「いじめ対策監支援本部会議」を設置し、定期的に推進状況の確認及び関係部局・機関相互の連携について協議をしている。この会議が、いじめ対

策の推進本部としての機能を果たしている。

(2) いじめ対策監の配置

令和2年度より、いじめの未然防止や早期発見・早期対応を確実に担保し、事態を解決に導くことで、子どもたち一人ひとりが安心して生活できる環境を構築することを目的として、市内の小中学校(69校)、特別支援学校(1校)、市立高校(1校)に「いじめ対策監」を配置している。主な役割等については(図表2)のとおりである。いじめ対策監が、役割に専念できる環境を整えるために、すべての学校に市費常勤講師を配置し、授業担当時数を基本的に週5時間以内としている。

令和5年度 いじめ対策監の役割等について

岐阜市教育委員会

配置目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ いじめの未然防止に向けた取り組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめに向かわない児童生徒の育成。いじめが起きにくい学校風土の醸成。 ■ いじめの早期発見・早期対応に向けて、組織的に対応できる体制を構築する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの組織的対応について職員への啓発。ガイドラインに従った即時対応、継続的な指導 	
主な役割	<p>【通常における役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校いじめ防止基本方針の見直しをする。 ◆ ビブスを着用し校内巡回や授業支援等行い、児童生徒の実態把握、未然防止に努める。 ◆ 未然防止のための指導として、お昼の放送や通信、職員との日々の情報交流等で、児童生徒の姿、行動を紹介し、その価値を広げる。 ◆ 問題行動報告書の作成及び報告を行う。報告書をもとに、定例の打合せ等で事案交流を実施し、全職員で共通理解のもと児童生徒に向かえるようにする。校内における事例や事例集をもとにした研修など、教職員の研鑽の場をマネジメントする。 ◆ 学校生活(いじめ)及び情報提供アンケートを実施後、全ての児童生徒の記述内容を確認し、いじめの疑い、いじめに発展する可能性がある内容については、学年主任及び学級担任に児童生徒への聞き取りを行うように指示を出し、その結果を確認する。 ◆ 生徒指導主事、教育相談担当と連携して、「岐阜県いじめ実態調査(7月、12月)」、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(年度末)」の調査及び報告を行う。 ◆ ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」や学校アセスメント調査等の情報をもとに対応を検討し、全職員と情報を共有し指導につなげる。 ◆ 管理職の指示のもと、学校いじめ防止等対策推進会議(校内、外部)を実施し、いじめ事案の指導経過及び今後の指導について市教委へ報告を行う。 ◆ 各校の児童生徒の実態、問題行動等の傾向をもとに、学校いじめ防止基本方針(ガイドライン)の見直しを継続する。 ◆ 年間11回の対策監研修会及びブロック別対策監研修会に参加する。 	<p>【事案発生時の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 各学校のいじめ防止基本方針、いじめ発生時の対応(フロー図)等をもとに、校長の指示のもと、いじめ対策チームを招集し、組織として対応にあたる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長、教頭、生徒指導主事とともに、指導方針、指導の流れ、役割分担等を行う。 ・ 全教職員が同じ対応となるよう、聞き取り状況を確認する。 ・ 指導の途中経過の情報を集約し、必要に応じて指導方針の修正を行う。 ・ 被害児童生徒、加害児童生徒それぞれの指導に立ち合い、必要に応じて直接指導する。 ・ 保護者への説明や指導に立ち合い、事実、指導の流れ等を説明する。指導内容、今後の見届け等については、学年主任、学級担任から伝達することが望ましい。 ・ 家庭訪問を実施する際は、必要に応じて同行する。 ・ いじめの一連の指導終了後は、全職員に共通理解を図り、全校体制で被害児童生徒及び加害児童生徒の見届けを行う。 ・ いじめ対応後、3カ月は管理職と共に毎日被害児童生徒に声をかける。
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校長は職員、児童生徒、保護者及び地域に対して、いじめ対策監の配置目的、役割等を説明する。(授業時間以外の業務内容について周知すること) ・ 生徒指導は、本来どの職員も果たすべき職務であり、いじめ事案を含む問題行動は、全校体制で指導すべきことである。しかし、生徒指導事案が見えにくいものになっていることから、児童生徒の小さな変化を見逃さないために配置する。 ・ いじめの未然防止及び早期発見・早期対応・情報共有の体制づくりに向け、全校職員で指導することの大切さを伝え続ける。 ・ いじめ対策監の指導方法(直接的生徒指導及び未然防止の生徒指導)を学び、職員一人ひとりの生徒指導力を向上させる。 ・ 定例の打合せ、職員会等で、いじめ対策監による、校内の事案及び実践等に関わる発言の場を設ける。 	

図表2 R5 いじめ対策監の業務

また、いじめ対策監の資質向上のための「いじめ対策監研修会」を年間11回実施し、いじめ防止に関する知見を深めるとともに、学校での取組について情報共有を行っている。令和5年度の研修会の内容については、(図表3)のとおりである。

令和5年度 いじめ対策監研修会
及びブロック別いじめ対策監研修会

回	月	日	曜	時	内 容	会場・担当課
1	4	4	火	AM	・教育長講話 ・いじめ対策監の業務について ・その他	教育研究所 学校安全支援課
2	5	17	水	PM	・講話「いじめ事案を含む 生徒指導事案発生時の対応について」 ・いじめ事案報告書の作成 について ・交流「いじめ防止に係る 年間の見直し交流」	教育研究所 教育政策課
3	6	15	木	PM	・ブロック別研修会① 「いじめ防止強化週間」 「いじめについて考える 日」についての交流	教育研究所 学校安全支援課
6月26(月)～6月30日(金) いじめ防止強化週間						
7月3日(月) 「いじめについて考える日」						
4	7	13	木	PM	・教育長講話 ・ブロック別研修会② 「いじめ防止強化週間」「い じめについて考える日」に ついての振り返り」等	教育研究所 学校安全支援課
5	8	23	火	PM	・ブロック人権夏季研修会 講演(講師:上越教育大 准教授 原 瑞穂氏)	オンライン 学校指導課
6	9	7	木	PM	・ブロック別研修会③ ・生徒会サミットの交流	各会場 学校安全支援課
7	10	4	水	PM	・講話「(人権啓発月間に向けて)」 ・交流「事例対応、学校の取組」等	教育研究所 人権啓発センター
8	11	8	水	PM	・教育長講話 ・ブロック別研修会④	教育研究所 学校安全支援課
9	12	6	水	PM	・講話「発達障がいとその支援」 ・交流「事例対応(冬休み までの事例から学ぶ)」	教育研究所 エールぎふ
10	1	17	水	PM	・事案対応事例集作成に向けて ・ブロック別研修会⑤	各会場 学校安全支援課
11	2	21	水	PM	・教育長講話 ・活動のまとめ(成果と課題) ・事案対応事例の交流	教育研究所 学校安全支援課

図表3 R5 いじめ対策監研修会

学校の管理職、いじめ対策監を対象に実施した本事業に関わるアンケートの結果は以下のとおりであった。

管理職

【効果を感じるもの上位3つ】

- ①早期発見・早期対応
- ②いじめ防止に向けての学校の気運の高まり
- ③教職員同士の情報共有

【貢献度が高いもの上位3つ】

- ①早期発見・早期対応
- ②児童生徒、職員、保護者からの情報収集と整理
- ③児童生徒への聞き取り

いじめ対策監

【貢献度が高いと感じているもの上位3つ】

- ①児童生徒への教育・啓発、未然防止
- ②校内参観等による児童生徒の状況把握
- ③早期発見・早期対応

(2) 主任いじめ対策監の配置

令和4年度より、市内を5ブロックに分け、豊富な知識と経験を有している校長経験者を各学校のスーパーバイザー的役割を担う「主任いじめ対策監」として、各ブロック1名ずつ配置している。学校やいじめ対策監に対する指導・支援を中心として、キャリアを活かした助言、援助を行い、各校の幅広で迅速かつ的確ないじめの対応やいじめの未然防止の取組の質的な向上を図っている。主な役割は以下のとおりである。

◎各校の教職員のいじめ対応の資質向上を図る

- ・定期的に担当校を巡回し、各校のいじめ対策の在り方について把握し、指導・支援を行う。
- ・いじめ対策監研修会や校内の職員研修会の研修講師を担当する。
- ・各学校のいじめ対策監等をOJTで支援を行う。
- ・必要に応じて管理職への助言や支援を行う。

◎いじめ未然防止の取組の質の向上に資する

- ・研修会等で、各校のいじめ未然防止の取組に対する助言をしたり、他校の取組を紹介したりするなど、いじめの未然防止の取組が効果的なものになるように支援を行う。

◎関係機関との連携

- ・学校と関係機関（市教委、エールぎふ、子相、警察など）との具体的でスムーズな連携体制を構築するための動きについて指導・支援を行う。

◎各校のいじめ対応支援

- ・対応困難ないじめ事案、組織的な校内体制について、当該校に出向き、重点的に指導・支援を行う。
- ・学校での事案発生時における管理職やいじめ対策監の動きについて、指導・支援を行う。
- ・担当校を訪問し、児童生徒の実態把握、いじめ指導に係る情報収集、いじめの指導・支援等を行う。



写真1 主任いじめ対策監

学校の管理職、いじめ対策監を対象に実施した本事業に関わるアンケートの結果は以下のとおりであった。

①「主任いじめ対策監配置事業」について

	校長	教頭	対策監
よい	73%	70%	81%
ふつう	12%	18%	9%
よくない	2%	0	4%
どちらともいえない	13%	12%	6%

②職務のうち、貢献度の高いもの上位3つ

(※校長、教頭、対策監 上位3つはすべて同じ回答)

- ①いじめ未然防止の取組の質の向上のための指導・助言
- ②いじめ対策監への指導・助言；
- ③校内参観等による児童動生徒、学級の状況把握

③ブロック別研修会について（対策監のみ回答）

よい …82%	よくない…0
ふつう …9%	どちらともいえない…9%

※（ブロック別研修会とは、いじめ対策監研修会の中で主任いじめ対策監が講師となり研修を行うもの 5回/11回）

(3) 岐阜市生徒会サミットの開催

令和3年度より、「岐阜市生徒会サミット」を開催している。市内の中学校の代表生徒が集い、各学校のいじめ克服に向けた取組を交流し、一人ひとりの思いを語り合い、岐阜市の中学生としてのいじめの克服に向けた思いを提言としてまとめ、市民に発信している。令和4年度までは、「つなげる」というねらいから、1月に開催をしていた。令和5年度は、「広げる」という部分に重点を置くため、夏季休業中の8月に開催した。生徒たちが、いじめに真剣に向き合い、自分たちの手でいじめを解決していくための方策を導き出していく有意義な会となっている。

<参加した小学校教員より>

中学生の発表を聞いて、心を打たれました。いじめの未然防止、いじめをさせないという目的ではなく、その先の一人ひとりの幸せを願っている気持ちが伝わってきたからです。「自信と安心のサイクルを大事にする」といった考えは、私たち小学校でも意識して、学級経営、学校全体に生かすべきことだと強く感じました。



写真2 岐阜市生徒会サミット

(4) 毎月3日の取組

「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の中で、毎月3日の取組について以下のように示している。

【いじめを見逃さない日】

第15条

児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むため、毎月3日を「いじめを見逃さない日」と定める。

- 市及び教育委員会は、いじめを見逃さない日において、いじめの防止を推進するための広報啓発活動を実施するものとする。
- 市立学校は、いじめを見逃さない日において、人権及び道徳に係る教育を実施するとともに、児童生徒が主体的にいじめの防止に向けた活動を行うことができるよう支援し、及び指導するものとする。

また、毎年度当初、毎月3日の取組に込められた思いについて、いじめ対策監研修会等で担当指導主事より以下のことについて繰り返し伝えている。

岐阜市で起きたいじめを主要因とした自死事案について、絶対に風化させてはならない。

子どもたち一人ひとりが、自分のこととして、置き換えて、当事者意識をもって「いじめ」と向き合う機会を位置付け続けることが重要である。また、子どもたちを導く立場である教職員自身が、いじめはいつでも、誰にでも、どの学校でも起こり得ることを常に意識すること、子どもたちに真摯に向き合っているか見つけること、二度と悲しい事態を起こさせないという決意をもち続けることが重要である。「いじめ」について取り組み続けると、「また…」「まだ…」という意見は出てくるが、正面から向き合い考えることそのものが、人権を考え、民主主義を考え、人間の生き方考えることにつながる。7月3日については、「いじめについて考える日」と位置付け、各校のいじめ防止(未然防止含む)に係る取組(宣言、集会、講演等)を仕組む。そこに向かう全員の意識の向上を図るため、その前の週を「いじめ防止強化週間」とする。

その取組を通して、どんな心を育てたいのか、ど

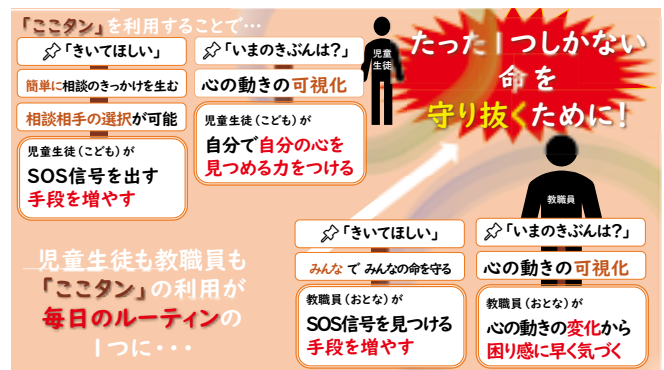
んな姿になってほしいのかをすべての教職員がはつきりともてていることが大切である。

毎月3日、岐阜市の各学校ではいじめの克服に対する思いや願いの詰まったさまざまな活動が展開されている。

(5) ICTを活用した

子どもの心と体の健康サポート

令和5年4月より、児童生徒のタブレット端末を活用した心と体の健康サポートアプリ「こころ満タン(通称:ここタン)」の運用を市内すべての小中学校でスタートした。児童生徒の「心の変化」をデータ化することで、見えにくい心の変化に気づき、いじめ、不登校、問題行動等の未然防止・早期対応のためのツールとして活用している。「聞いてほしい」ボタンを設置し、自らSOSを出す機会を確保することで、ケアの必要な児童生徒の見逃しを防ぎ、どの子ども安心して生活できる体制を整えている。継続的に入力することで、心の状況を客観視することができるため、認知行動療法の視点に基づいた教育相談への活用を推進しており、感情と行動を整理しストレスへの対処や回避能力の育成につなげられるようにしている。



図表4 ここタンの利用目的

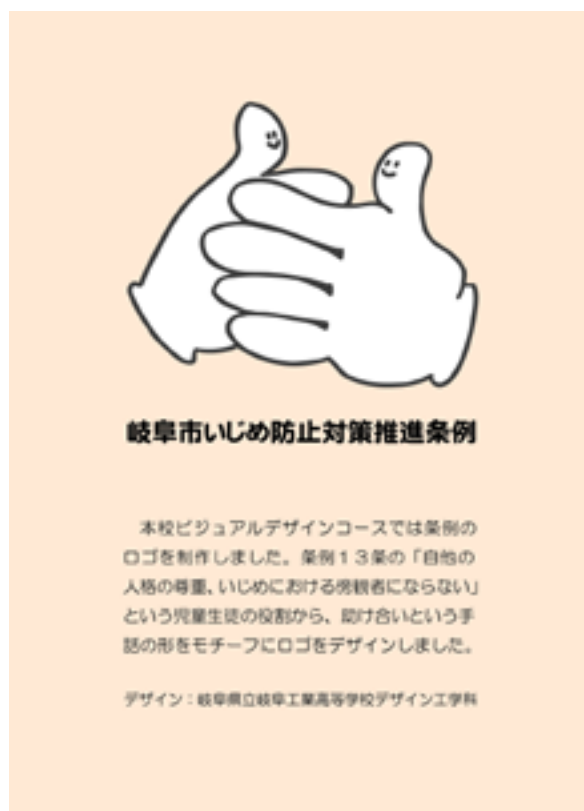
3. 今後の方向について

いじめ防止に向けた総合的な取組により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組について、一定の効果が得られている一方、学校によって対応力やいじめ克服に向けた構えに差があることが課題である。その要因の一つは、いじめ対策監が教員不足への対応で、本来の役割を果たせなくなってしまうといった人事的な課題があ

る。令和2年度以降、いじめ認知件数は減少傾向にある一方、いじめ態様の複雑化・深刻化や保護者の意識が多様化しており、いじめ克服に向けての労力は大きいものとなっている。現在、いじめ対策監の6割が50歳以上であることを踏まえると、今後の各校、岐阜市のいじめへの対応や取組を持続可能にするには若手から中堅層の力量アップが必須である。また、それと同時に、さまざまな施策や取組の効果を検証しながら、「主任いじめ対策監」や「いじめ対策監」の配置について見直しを図っていく必要がある。

4. おわりに

今回、紹介した取組等以外にも、岐阜県立岐阜工業高等学校デザイン工学科の生徒の皆さんが「岐阜市いじめ防止対策推進条例」に係るロゴデザイン・ポスター・動画を作成したり、岐阜市の「いじめ事案対応事例集」を毎年発行したり、岐阜県内の17の市町村と連携協定を締結し、岐阜市の取組を広げたりするなど、令和2年度からのあゆみがつながり、様々な取組等を進めている。その根底には、令和元年の事案を絶対に風化させない、いじめを絶対に見逃さない、この取組を通して児童生徒の可能性を高めたい、成長させたいといった、教職員一人ひとりの願いと覚悟がなければならない。そのことを大切にした各校の取組や思いが、さらに岐阜市全体へと広がり、「オールぎふ」でいじめの克服へとつなげていきたい。



図表 5 岐阜市いじめ防止対策推進条例ロゴデザイン

学習塾と連携した 学外適応指導教室の開設

～不登校の子どもたちの多様な居場所づくり～

はじめに

文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、令和3年度の全国の小中学校の不登校児童生徒数は、約24万5千人となり、9年連続の増加となりました。甲斐市においても、不登校児童生徒数は増加傾向となっており、不登校対策は最重要課題であります。

本市の上記の調査において、不登校の要因を問う質問があります。その結果に着目してみると「いじめを除く友人関係をめぐる問題」は10.8%、「学業の不振」及び「入学、転編入学、進級時の不適応」はともに4.8%、「親子の関わり方」は5.4%、「生活リズムの乱れ、遊び、非行」は12.0%などとなっています。その中で最も高い割合となっている要因が「無気力や不安」の52.7%となっています。このことから多岐にわたっている要因への対応や、「無気力や不安」に隠れている背景をアセスメントしていくことが、これからの不登校対策に必要であると考えます。

今回は、本市が取り組む不登校児童生徒への支援対策のうち、学習塾と連携した学外適応指導教室の取組について紹介します。

1. 甲斐市の適応指導教室について

本市の適応指導教室は「オークルーム」という名前が付けられています。オーク (Oak) とは樅 (ナラ) の木のことです。樅の木のように大きく根を張り、高く伸びてほしいという願いが込められています。



オークルームパンフレット表紙

(1) オークルームとは

オークルームは、市内に在住する小学校5,6年生と中学生のうち、心理的・情緒的な理由によりなかなか学校に登校できない状態にある児童・生徒の学校生活への復帰や社会的自立を支援するための教室です。

学校以外に拠点 (居場所) を作り、学校の先生と連携をしながら、オークルームでの活動が登校への足がかりや社会的自立につながるように考えています。

① オークルームの概要

オークルームは、市内に2教室あります。住んでいる地域や子どもの状況などを確認し、見学や体験を実施して

教室を決定しています。

通級できる時間は、月曜日から金曜日までの8時30分から12時30分までとなります。一つの教室は地域の公民館を借用しているため、月曜日がお休みとなっています。閉級日は在籍している学校に準じています。

様々な子どもがいるため、登級する時間はまちまちです。11時頃に登級し20分間だけ利用する子もいれば、8時30分に登級し半日利用する子もいます。さらには、午前中はオークルームへ登級し、給食から学校へ登校する子も、また教科の内容に自信がない時にだけ登級し、個別指導で自信を持てるようになり学校へ登校する子もいます。まさに子ども一人ひとりに合った通い方、使い方ができる環境となっています。

基本的な活動内容は、子どもがその日やること（やりたいこと）を決めて、それを指導員が支援していく形となります。学習指導はもちろん、受験対策や一人一台端末を活用した学習、オンラインで学校の授業へ参加している子もいます。また、粘土や折り紙、工作、絵画、そして卓球やバドミントンなどの活動や調理実習や校外活動、レクレーションなども行っています。

指導体制は統括支援員が1名と指導員が5名となっています。統括支援員は令和3年度から配置し、オークルームと学校や、そして保護者をつなぐ重要な役割を果たしています。その仕事内容は多岐にわたります。例えば、年度初めに各学校を回り、児童生徒の情報交換や適応指導教室の周知等を行ったり、見学・体験の付き添いや説明、さらには保護者との相談業務、児童生徒の指導や活動報告、SSW（スクールソーシャルワーカー）や医療施設などの外部機関との窓口になったりもしています。

指導員は、各教室に1名配置し児童生徒の指導、相談等に当たっています。

② オークルームの現状

不登校児童生徒数の増加に伴い、オークルーム入級を希望する児童生徒の数も増加しています。また、不登校の低年齢化の影響は、オークルーム希望者にも変化を与えています。最近では、小学校中学年の子どもを持つ保護者の方から問い合わせを多くいただき、体験入級という形で対応しています。

オークルーム通級者数（R1～R5.7月末）

	小学校		中学校			合計	通級率
	中学年	高学年	1年生	2年生	3年生		
R1	0	0	2	1	2	5人	5.38%
R2	0	0	0	4	2	6人	5.56%
R3	0	3	4	3	6	16人	9.88%
R4	2	6	1	7	5	21人	10.99%
R5.7月末	1	6	3	0	10	20人	18.02%

③ オークルームの課題

オークルームの課題としては、通級者の増加に伴う施設や人的配置等のハード面と、多様な理由から学校へ足が向かなくなった子どもたちへの支援等のソフト面の両面が考えられます。

ハード面では、通級者の増加から場所の確保が難しい点があります。現在は、庁舎や公民館の一室をお借りしていますが、正直現在のペースで通級者が増えていった場合は、全員を受け入れることが厳しくなります。それに伴いその子どもたちを支援する指導者も足りない状況になることは容易に想像できます。また、公民館をお借りしている分、どうしても月曜日をお休みにしなくてはならないことも課題です。

ソフト面では、足が向かなくなった原因も多岐にわたるため、子ども一人ひとりに応じた対応の難しさは以前からありました。しかし、それに加え最近では通級者の増加により、オークルーム内に新たな集団が形成され、その集団になじむことができない子どもが新たに生まれてきたことも課題となっています。また中学3年生は受験、進路を考え気持ち的にも不安定になる子どもや、学習に対して強い気持ちを持った子どもも増えてきており、学習支援と合わせて心のケアの充実も課題と言えます。

2. 学外適応指導教室

令和4年3月、甲斐市と学習塾とで、不登校の児童生徒の学習支援や居場所づくりに関する協定を結びました。これにより、同年4月より1教室を開設しました。毎週月曜日の2時間、塾の講師が塾の教室を開放し、学習支援

と進路相談等に対応していただけるようになりました。これにより、同地区の公民館を利用していたオークルームの月曜休講の補填につながりました。また、令和5年度より、さらに別の地区に1教室増やし毎週水曜日の2時間、支援ができる体制を整えました。この教室は、もともとオークルームがない地域だったこともあり、その地域の学校においては、近くに、不登校児童生徒のための新たな居場所ができたことになりました。

オークルーム、学外適応指導教室の場所等について

オークルーム			
教室	地域・場所	開級曜日	時間
①	A地区(庁舎内)	月曜から金曜	8:30～12:30
②	B地区(公民館内)	火曜から金曜	8:30～12:30
学外適応指導教室			
③	B地区(塾内)	月曜日	13:30～15:30
④	C地区(塾内)	水曜日	13:30～15:30

(1) 協定を結んだ学習塾について

協定を結んだ学習塾は、県内最大の規模で、幼児クラスから大学受験まで幅広く学習支援をしています。さらに全体指導から個別指導、英語指導やメタバースなど様々な学び方があり、一人ひとりに合わせた多彩な学びを提供しているのが特徴です。

「誰ひとり取り残さない」「一人ひとりの未来を大切に」を理念に掲げ、不登校や引きこもりの子どもへのサポートにも力を入れています。

(2) 学外適応指導教室について

① 運用開始にあたって

令和4年4月よりスタートした学外適応指導教室でしたが、当初、通級・希望する児童生徒はいませんでした。(同年6、7月の段階で数名の体験・通級者でした。)

転機が訪れたのは、夏季休業前でした。通常オークルームは学校の休業日に合わせての開設となっていましたので、夏季休業中は開設していません。しかし、オークルーム通級者の保護者からは、せっかく生活リズムが整い、定期的に通級できていた子どもたちが長期休みでそのリズムが再び崩れてしまうことへの懸念の声がありました。

また、受験生の保護者からは、学校のように学習会があり、少しでも勉強を教えてもらえる機会があればとの声もありました。

そこで、5日間、夏季休業中に学外適応指導教室を開設しました。するとオークルーム通級者の多くが興味を示し、利用するとの声が上がりました。最終的に、夏季休業中に利用した子どもは数名と決して多くはありませんでしたが、統括支援員と学外適応指導教室の指導員との間でしっかりと情報交換を行い、丁寧で子ども一人ひとりに寄り添った支援がなされました。

また、学外適応指導教室は、学習塾として受験対策のノウハウや受験の情報を多量に持っているためその強みが、受験を目前にした中学3年生の求めるものと合致し、その後の通級者定着へとつながっていったと考えられます。

② 現在の状況

令和5年度になり、前年度から設置のあった教室については、中学3年生の希望者が多いこともあり、4月から活発に利用されています。新設された1教室については、昨年度と同様に、周知の徹底、夏季休業の利用を通じて、不登校児童生徒にとっての一つの居場所として、選択肢を増やしていけたらと考えています。ちなみに令和5年度、夏季休業中の学外適応指導教室の利用者数は、両教室でのべ10人を超える予定となっています。

R5 学外適応指導教室 各月の利用状況

	4月	5月	6月	7月
B地区教室	1人	2人	3人	3人
C地区教室	0人	0人	1人	2人

派遣される講師の人選にも配慮していただき、特別支援学校教諭の免許を持っている方や、特性を持っている子どもでも話しやすい女性を配置してくださっています。また、夏季休業中の講師は普段とは別の講師となっておりますが、通級する児童生徒についてケース会議を開き、一人ひとりの児童生徒にあった支援を心がけてくれています。

通級する児童生徒の情報交換についても、日誌や電話連絡、統括支援員との対面による報告等の方法を使い、密に行っています。これらの情報をもとに、学外適応指導教室内での支援はもちろん、オークルームや学校での支援にもつなげられるようにしています。



写真1 夏期休業中の学外適応指導教室の様子

おわりに

令和4年度に学外適応指導教室を設置し、今年度で2年目となりました。まだまだ不登校の子どもたちの居場所としてはスタートしたばかりです。しかし、困っている子どもたち一人ひとりの未来を大切に、誰ひとり取り残さないためにも、より多くの外部機関と連携することで、甲斐市の子どもたちのひとつの居場所として確立していきたいと思います。

ひとりごと

「自由」と「リスク」

社会人になって、休日の過ごし方の大切さを強く感じるようになった。仕事から離れられる貴重な二日間、1人でのんびり過ごしてもいいし、友達や同期と遊んでもいいし、真面目に自己研鑽につかってもいい。休日の過ごし方やその充実度が、その前後の週の精神状態や仕事へのやる気にも影響を及ぼす。週末に楽しみな予定があるとそれだけで1週間頑張ることができる。私は、少なくとも一つは人と会う予定を入れるようにしている。ここでは、先の週末に他省の同期を交えて見学に行った高齢者向け住宅で感じたことについて書いていきたい。

高齢者の方が最期までその方らしく生を全うできるよう配慮を尽くしたその施設で感じたのは、「自由」と「リスク」の天秤、上手くそのバランスを取ることの大切さだった。「リスク」を避けるため過度に「自由」を制約すると、高齢者の方の行動の自由が奪われ、自分でできていたはずのこともできなくなり、生きる力が失われていく。反対に、ある程度の「リスク」を許容し、ただ勿論その「リスク」が顕在化しないようサポート体制を整えた上で、本来の「自由」を当たり前享受してもらえ環境を整えると、高齢者の方々は見違えるように元気になるという。その施設では、介護する側の視点ではなく、そこで実際に生活する高齢者の方の視点に立った施設作りを行い(温かみのある木造建築や植木、アートの配置など)、高齢者の方自身の意思を尊重したサポート体制が整っていた(玄関の開放、地域の方との交流の促進、味と見た目に配慮した楽しみとしての食事の提供など)。高齢者の方が生き生きとお話しされ、交流される姿に感銘を受けた。

社会人になって5ヶ月経つが、一番学びになったのは、係員1人体制で仕事を担った先月1ヶ月であるように思う。補佐を除くと経験の浅い一年目職員しか係にいない状況は、それが短期間であっても組織にとってリスクになり得ると思う。しかしそこである程度の自由と責任を与えていただいたことで、自分の担う仕事の幅が広がるとともに、係長に頼りすぎず主体的に仕事に取り組む楽しさの一端を知ることができ、とても良い経験になった。

「自由」と「リスク」。相手の意思を尊重し可能性を信じて、「自由」を与えることの大切さ。従来の高齢者施設が高齢者を縛りすぎているように、もしかすると従来の学校も子供をカリキュラムや同調圧力で縛りすぎているのかもしれない。高齢者や子供といった社会的に不利な立場になり得る方々にも意思があり、可能性があり、享受すべき自由がある。休日に思い立って訪ねた高齢者向け住宅で、そんなことを考える機会をいただいた貴重な休日だった。

(N.Y)

「教育委員会月報 令和5年9月号 No.887」

- ・発行・著作 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
- ・〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
- ・TEL:03-5253-4111 (代表)
- ・URL: <https://www.mext.go.jp>



文部科学省